

香川県国土利用計画審議会運営規程の変更について

1 変更案

①委員の任命後初回の会議の招集に関する条文を追記（第2条関係）

委員の任命後初回の審議会の招集は、知事が行うものとする。

②書面による議決に関する条文を追記（第2条関係）

- ・会長が必要と認める場合には、書面による可否を委員に求め、その結果をもって会議の議決に代えることができることとする。
- ・また、書面による議決を行った場合は、会長はその結果を書面により速やかに報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

③書面による議決を行った場合の議事録への記載内容及び署名に関する条文を追記（第5条関係）

書面による議決を行った場合は、以下の事項を記録した議事録に、会長及び会長が指名した委員一名以上が署名することとする。

- ・書面による議決を行った旨及びその期間
- ・書面による可否を回答した委員の氏名
- ・案件の内容
- ・議決の結果及び回答に付された意見等があるときはその内容

2 施行期日

令和4年度内を予定

香川県国土利用計画審議会運営規程 改正案

改正案	現行
<p>略</p> <p>(招集)</p> <p>第2条 会議は、会長が招集する。</p> <p><u>2 委員の任命後初回の審議会の招集は知事が行うものとする。</u></p> <p><u>3 会長又は知事は、会議の開会の日前7日までに会議の日時及び場所並びに会議に付議しようとする事項を委員に通知して招集しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 会長が必要と認める場合には、書面による可否を委員に求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。</u></p> <p><u>5 前項に規定する議決を行った場合は、会長はその結果を書面により速やかに委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。</u></p> <p>略</p> <p>(議事録)</p> <p>第5条 議事録には、次の事項を記録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 会議の日時及び場所 二 出席した委員の氏名 三 説明のため出席した者の職氏名 四 案件の内容 五 議事のでん末 <p>2 議事録には、会長及び出席委員一人以上が署名しなければならない。<u>ただし、第2条第3項の規定により書面による議決を行った場合は、議事録に次の事項を記録し、会長及び会長が指名した委員一名以上が署名することとする。</u></p>	<p>略</p> <p>(招集)</p> <p>第2条 会議は、会長が招集する。</p> <p><u>2 会長は、会議の開会の日前7日までに会議の日時及び場所並びに会議に付議しようとする事項を委員に通知して招集しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</u></p> <p>略</p> <p>(議事録)</p> <p>第5条 議事録には、次の事項を記録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 会議の日時及び場所 二 出席した委員の氏名 三 説明のため出席した者の職氏名 四 案件の内容 五 議事のでん末 <p>2 議事録には、会長及び出席委員一人以上が署名しなければならない。</p>

<p><u>一 書面による議決を行った旨及びその期間</u></p> <p><u>二 書面による可否を回答した委員の氏名</u></p> <p><u>三 案件の内容</u></p> <p><u>四 議決の結果及び回答に付された意見等があるときはその内容</u></p> <p>略</p>	<p>略</p>
---	----------

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。